

令和7年度岩国市立由西小学校いじめ防止基本方針

令和 7年 4月改定

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第2条）

1 本校のいじめの防止等に対する基本的な姿勢

「いじめは人間として、絶対に許されない」という認識の下、子どもたちを「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」ために、いじめの未然防止に、全ての教職員が取り組んでいく。

いじめは、「どの子ども、どの学校にも起こりうる」という認識の下、児童一人ひとりを大切にされた教育活動を推進し、いじめの早期発見に努める。いじめが発生した際は問題を隠さず、迅速かつ適切な対応を行い、いじめを必ず解決し、いじめられている児童を守り抜く。

以上の基本的な姿勢を基に、学校教育目標「ふるさとを愛し、たくましく、自信に満ちた由西っ子の育成」を目指し、家庭・地域と連携して、誰もが安心・安全を共有でき、共に成長し合える教育環境づくりを推進し、いじめのない明るい由西小学校を実現する。

2 本校におけるいじめ防止等における取組

(1)「学校いじめ防止基本方針」の策定

・いじめ防止の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、児童・保護者や地域の意見をふまえ、法が定める「学校いじめ防止基本方針」を策定する。また、「学校だより」「学校ウェブサイト」等を活用し、公開する。

・「学校いじめ防止基本方針」は、児童・保護者や地域の意見をふまえ、定期的に見直しをする。

(2)「いじめ防止対策委員会」の設置

・校長を委員長とし、全ての教職員及び関係機関担当者により、いじめ対策委員会を設置し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の各取組をより実効的に行うとともに、学校評価等を活用して、PDCA サイクルによる検証等を行い、恒常的に改善を図る。

【具体的な役割】

◇学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善の中核としての役割

◇いじめの相談・通報の窓口としての役割

◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

◇いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3)「いじめ問題調査委員会」の設置

- ・「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号)第 28 条に定められた重大事態が発生した場合、「いじめ対策委員会」を中核とした、いじめ問題調査委員会を設置し、いじめの全容解明と解決に向け組織的な対応に当たる。

(4)いじめの未然防止に対する取組

- ・学校の教育活動全体を通して、児童が「心を開き、心を磨き、心を伝え合う」ことができる道徳教育の充実を図る。また、道徳の授業等を通じ、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるように支援する。
- ・目指す児童像の実現に向けた取組や運動会、音楽祭等の全校児童による活動の中で、自身のよさや可能性を発揮し、互いのよさを認め合えるよう、児童が目標をもち、協力して取り組めるようにする。
- ・ランチルームでの全校給食、業間体育、全校遊び、縦割り班活動等、できるだけ児童とのふれあいの機会を増やし、児童の心の理解に努めると同時に、信頼関係をつくる。
- ・児童の規範意識を醸成するために、個々のきまりや対応について教職員間で共通理解を図り、協力し、一貫した指導を粘り強く行う。
- ・児童が共に学び合い高め合う授業づくりやAFPY等の人間関係づくりを通して、児童の自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、自分とは違った他者の価値を認める態度を育成する。
- ・毎月「2」のつく日に、親切を意識する日を設定することで、自他共の親切を意識させ、友だちとのよりよい関わりや自己有用感を高めるようにする。

(5)いじめの早期発見に対する取組

- ・「誰にも相談できない児童がいるのではないか」という認識をもち、日常の観察や日記指導、生活アンケート(心の健康チェックシート:毎週)、学校評価における児童アンケートの実施により、総合的に児童の内面を捉える。また、個別の教育相談を実施し、より深く児童に寄り添い、自己肯定感・自己有用感・自己存在感を高める。
- ・每学期1週間の教育相談週間を設定し、事前アンケートと担任との個別面談を行うことで、より児童に寄り添った対応を行う。
- ・些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもてるように、日常的に児童一人ひとりへの声かけを行う。
- ・職員朝会等を通して、児童の状況について、日常的に教職員間で情報を共有するとともに、必要に応じて、教育相談支援員やスクールカウンセラー等の協力を仰ぎ、適切な支援が行えるようにする。
- ・学校運営協議会やPTA全員会で、いじめの未然防止に向けた取組状況を説明し、地域や家庭の意見を取り入れながら未然防止及び早期発見に努める。
- ・定期的な学校だより、学年だよりの発行、学校ウェブサイトの更新、電子メール等を活用した情報発信に努め、積極的に家庭や地域に働きかけ、信頼関係づくりに取り組む。
- ・いじめを3つのレベル(日常的衝突としてのいじめ、教育課題としてのいじめ、重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ)に分類して認知をする。
- ・いわゆる、「いじり」「からかい」と言われる行為もいじめであるという認識をもって対処する。

(6) いじめへの早期対応における取組

- ・いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）、当該教職員は速やかに校長に報告し、いじめ対策委員会を中核として、迅速・的確かつ組織的に、早期解決に資する取組を行う。
- ・いじめられている児童に対しては、心の痛みや不安感等を共感的に理解するとともに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示し、身の安全を確保する。
- ・当事者だけでなく、周りの児童（観衆・傍観者）からも詳しく事情を聴き取り、事実関係を正確に把握する。
- ・いじている児童に対しては、相手の気持ちを理解することにより、再びいじめを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。
- ・「周りではやしたてる」「見て見ぬふりをする」ことは、「いじめをすることと同じである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、いじめは許されないという校内の雰囲気づくりに努め、いじめの再発防止に取り組む。
- ・「いじめをやめること」と「いじめがなくなること」は違うという認識の下、関係した児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応を行う。
- ・いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できるだけ早期に当事者の保護者に正確に事実関係を伝える。担任、生徒指導主任、管理職等の複数の教員で、保護者との面談・訪問に当たり、保護者の心情に寄り添いながら、いじめ解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめ防止への取組を行う。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の判断及び報告

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条に定められた重大事態が発生した場合、校長は、岩国市教育委員会を通じて、市長及び県教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

いじめ対策委員会を中核としたいじめ問題調査委員会を設置し、市教育委員会と連携しながら、いじめの全容解明と早期対応の取組を基本姿勢として、早期解決に向けた迅速・的確かつ組織的な対応を行う。また、調査結果を市長へ速やかに報告する。

(3) 措置

市教育委員会の指導・助言に基づき、教育相談支援員やスクールカウンセラー、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチーム等と関係機関と連携し、いじめ解決に向けた取組を行う。保護者と十分に連携を図り、当該児童をいじめから守る。

4 取組の年間計画

		いじめ防止対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D	○「学校いじめ防止基本方針」内容確認	○児童集会 (1年生を迎える会)	○いじめ相談窓口の周知 ○身体測定	○「学校いじめ防止基本方針」説明 ○第1回学校運営協議会 ○家庭訪問、授業参観
5月		○網紀保持研修		○SC 来校	○運動会
6月	↓ A		○神東小との集合学習	○教育相談週間 ○SC 来校 (GHP) ○元気チャレンジ週間	○学校保健安全委員会 ○授業参観 (生命の安全教育等) ○学校・園安全対策会議
7月		○全教職員による取組評価	○合同水泳記録会	○SC 来校	○学校評価アンケート (保護者・地域) ○学校安全対策協議会 ○個人懇談会
8月	P ↓ D				○第2回学校運営協議会
9月			○合同修学旅行 (6年) ○合同社会見学	○身体測定 ○SC 来校 (GHP)	○由西地区敬老会 ○学校保健安全委員会
10月	↓ C		○3小合同学習	○教育相談週間	○地域探訪 ○第3回学校運営協議会 ○由西みんなの授業日 ○保小連携いもほり
11月		○全教職員による取組評価	○情報モラル指導 ○合同宿泊学習 (5年) ○由宇中クラスマッチ参加 (6年)	○元気チャレンジ週間 ○SC 来校 (いじめ)	○家庭教育学級 (講演) ○授業参観 (人権教育)
12月	↓ A	○全教職員による取組評価	○合同持久走大会	○SC 来校	○学校評価アンケート (保護者・地域) ○学校安全対策協議会 ○学校・園安全対策会議
1月			○神東小との集合学習	○身体測定 ○SC 来校 ○教育相談週間	○どんど焼き ○感謝の会 ○クラブ (昔の遊び)
2月	P へ			○元気チャレンジ週間	○第4回学校運営協議会 ○学級懇談会 ○授業参観 (学習発表会) ○学校・園安全対策会議
3月		○学校関係者による評価結果から基本方針の見直し			○幼保小連絡会
通年		○対応策検討	○分かる授業の充実 ○親切を意識する日 ○全校朝会 (校長・生徒指導の話) ○道徳教育、体験活動の充実 ○読書活動の充実 (読み聞かせ等)	○健康観察、日常観察 ○いじめに関する情報収集 (毎週水曜アンケート実施)	○児童に関する相談 ○あいさつ運動 プラスワン×2 ○登下校見守り活動 ○防犯パトロール ○PTA 全員会

※ いじめが発生した場合の対応は、共通理解を図りながら組織として対応していく。